

区分		内 容	備考
機船船びき網漁業	制限措置	漁業種類	1 そうびきいわし機船船びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	中海及び境水道
		漁業時期	11月1日から翌年3月31日まで
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事の同種漁業許可を有する漁業者
機船船びき網漁業	制限措置	漁業種類	さより機船船びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン以下（ただし、平成21年3月27日時点で鳥取県知事の許可を受けていた船舶を使用する場合を除く。）
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	中海及び境水道
		漁業時期	11月1日から翌年6月30日まで
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事の同種漁業許可を有する漁業者
機船船びき網漁業	制限措置	漁業種類	わかさぎ機船船びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	3トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	中海
		漁業時期	10月15日から翌年3月31日まで
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事の同種漁業許可を有する漁業者

区分		内 容	備考	
小型機船底びき網漁業	制限措置	漁業種類	手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満（ただし、平成21年3月27日時点で鳥取県知事の許可を受けていた船舶を使用する場合を除く。）	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	中海及び境水道	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事の同種漁業許可を有する漁業者	
小型機船底びき網漁業	制限措置	漁業種類	手繰第三種漁業（とり貝けた網漁業）	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満（ただし、平成21年3月27日時点で鳥取県知事の許可を受けていた船舶を使用する場合を除く。）	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	中海及び境水道	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事の同種漁業許可を有する漁業者	
さし網漁業	制限措置	漁業種類	ぼらまきさし網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	中海及び境水道	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事の同種漁業許可を有する漁業者	

区分		内 容	備考	
固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	磯さし網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	(1) 中海及び境水道 (2) 鳥取県米子市と境港市との最大高潮時海岸線における境界点と島根県松江市大海崎町大海崎鼻突端を結ぶ線以北の中海及び境水道	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事と同種漁業許可を有する漁業者	
すくい網漁業	制限措置	漁業種類	いわしすくい網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	3トン以上10トン未満	3トン以上 (規則第4条第1項第16号)
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	中海及び境水道	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事と同種漁業許可を有する漁業者	
小型定置漁業	制限措置	漁業種類	ふくろ網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	※定めなし	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	中海	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	鳥取県知事と同種漁業許可を有する漁業者	